

福井市監査告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月10日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

(1) 対象所属

財政部 施設活用推進課（台帳の調製・管理）

工事・会計管理部 出納課（証券の出納・保管）

上下水道経営部 経営管理課（台帳の調整・管理及び証券の出納・保管）

(2) 監査の範囲

令和4年12月31日現在における財産台帳の調製・管理状況及び証券の出納・保管状況

3 監査の着眼点

(1) 有価証券等台帳は調製され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。

(2) 有価証券等の出納及び保管は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

令和5年1月20日から同年3月3日までの期間において、令和4年12月31日現在の有価証券11件及び出資による権利41件について、台帳の調製・管理状況及び証書の出納・保管状況について調査を行った。

5 監査結果

上記1から4までに記載のとおり監査した限りにおいて、有価証券等台帳の調製・管理及び証書の出納・保管について、適正に執行されていると認めた。